

食安輸発 1 1 1 8 第 1 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

インド産養殖えびの取扱いについて

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号別添 1 の 2 に示すインド公的検査機関が発行した証明書が添付されている場合は、検査命令を免除しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、輸出国公的検査機関の証明書が添付されたインド産養殖えびから食品衛生法違反の事例があったことから、下記の業者が輸出または製造する養殖えび及びその加工品については、受け入れ可能な輸出国公的検査機関の証明書が添付されている場合であっても、フラゾリドンに係る自主検査の実施を貨物保留の上、輸入の都度、指導することとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

- ・ THEVA & CO.
- ・ PREMIER MARINE PRODUCTS